

◆◆◆目次◆◆◆

1. 年末年始における年次有給休暇の取得促進について
2. モノづくり女子塾参加者募集ついて
3. 岐阜県モノづくり産業ベトナム投資環境調査 参加企業募集
4. ぎふジョ！働き方セミナー開催【参加無料】
～ ワクワドキドキなキャリアビジョンの描き方 ～
5. 特定最低賃金改正のお知らせ

★★

1. 年末年始における年次有給休暇の取得促進について

政府は官民一体となって「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を進めています。「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、2020年までの目標値として、年次有給休暇の取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(8.5%)の半減が掲げられています。

いい仕事をするために年次有給休暇を取りましょう。また、来年（年度）の勤務体制を決定する際には、年次有給休暇を利用した連続休暇や計画的付与について労使で話し合いましょう。

★★

2. モノづくり女子塾参加者募集ついて

この講座は、モノづくり企業に在職し、リーダーとして活躍（候補者含む）する女性社員のレベルアップを目的としています。

チームリーダーとしての役割と仕事の再認識をはじめ、効率を高め、収益をあげるためのチームビルディング、リーダーシップなどについて、ゲームを取り入れたグループワークを通じて学びます。

同じ立場にある他社の方との交流からも多くを学べる貴重な機会です。

日 時：平成28年2月9日（火）10:00～17:00（受付9:30～）

場 所：東濃西部総合庁舎（多治見市上野町5丁目68-1）5南会議室

対象者：岐阜県内モノづくり企業に在職し、リーダーとして活躍する女性社員及びその候補者の方など（女性限定。事務職・技術職は問いません。）

受講費：無料！

定 員：25人（申込先着順）

講 師：テムスト株式会社 森 哲也氏

内 容：身近な教材「レゴブロック」と「折鶴」を使って学習します。座学ではなく、体験学習。

「わかる」ではなく「できる」が大事。

申込・問合せ先：岐阜県産業技術課産業人材育成係 TEL 058-272-8379
FAX 058-278-2679

申込期間：平成28年1月15日（金）まで

※定員になり次第締め切ります。（締切後の申込者には速やかに連絡します）

※1月27日までに受講決定を通知します。

※申し込み多数の場合、1社あたりの参加人数を調整させていただく場合があります。

★★

3. 岐阜県モノづくり産業ベトナム投資環境調査 参加企業募集

県は、海外展開先としてベトナムへの投資に関心をお持ちの県内モノづくり企業の皆様を対象とする「岐阜県モノづくり産業ベトナム投資環境調査」を実施するにあたり、参加企業を募集します。

本事業は、岐阜県とベトナム・ゲアン省などとの経済交流事業の一環として実施するもので、投資環境の調査に加え、現地の公的機関をはじめとする、関係機関とのネットワーク構築にも有意義なプログラムとなっています。

◆日 程 平成28年2月21日（日）～2月27日（土）5泊7日

◆場 所 ベトナムゲアン省及びホーチミン市

◆募集対象 岐阜県内のモノづくり企業

◆定 員 10人

◆費 用 現地での団体行動時の通訳費及び訪問先への移動用バス代は無料
航空券代、宿泊費、食費など（18万円程度）は自己負担

◆申込期間 平成27年12月24日（木）まで

◆申込・問合せ先 岐阜県商工労働部新産業振興課情報産業室 I Tものづくり係

TEL 058-277-8375 FAX 058-278-2653

★★

4. ぎふジョ！働き方セミナー開催【参加無料】

～ ワクワクドキドキなキャリアビジョンの描き方 ～

◆参加対象 県内在住で、仕事と家庭の両立を目指す女性

◆定 員 30名（無料託児あり）

◆日 時 など 【飛 騨】

1月28日（木）18：30～20：15 「高山市民文化会館 / 中会議室」

2月13日（土）13：30～15：30 同上

◆内 容 1日目 ディスカッションを交えたセミナー

2日目 キャリアビジョンの具体化に向けたワールドカフェ

講師：コネックス代表 浦野 真奈美

◆お申込み

下記により内容をご確認のうえ事務局まで
電話・FAX・メールにてご連絡ください。

Dear ぎふジョプロジェクト事務局
担当/伏屋 友美子 gifujo@chucop.co.jp
Tel/058-248-5611
FAX/058-248-7775

詳細は→ <http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/event/2015/11/post-13.html>

★★

5. 特定最低賃金改正のお知らせ

岐阜県労働局では県内で働くすべての労働者に適用される岐阜県最低賃金について、時間額 754 円に改正する決定を行い、10月1日に改正発効いたしました。

また特定の産業で働く労働者に適用となる特定（産業別）最低賃金についても、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」を時間額 815 円に、「自動車・同附属品製造業最低賃金」を時間額 856 円に、「航空機・同附属品製造業最低賃金」を時間額 902 円に改正し、いずれも本年 12 月 21 日より発効となる決定をいたしました。

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。